保健福祉だより

4月

◎事業日程

日曜	事業名	対象	会場
11 火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	
12 水	機能訓練（後遺症者の集い）	脳卒中及びそのほかの後遺症者	保健福祉センター
18 火	予防接種「三種混合」③ 午後1時30分から	初回…生後3カ月から7歳6カ月まで 追加…初回接種（3回）後12カ月から18カ月 ※希望者は4月14日までに住民課保健福祉係までお申込み下さい	保健福祉センター
19 水	犬の登録と狂犬病予防接種 対象…飼育犬全部です。（生後91日以上） 持参するもの…詳しくは下のお知らせをご覧下さい		
19 水	予防接種「ツベルクリン反応」 午後1時30分から	生後3カ月から4歳未満まで ※希望者は4月17日までに住民課保健福祉係までお申込み下さい	
20 木	幼児歯科検診 希望者には、フッ素・サホライド塗布あり 午前9時45分から	9カ月児から4歳児まで ※希望者は4月13日までに住民課保健福祉係までお申込み下さい	保健福祉センター
21 金	予防接種「ツベルクリン判定とBCG」 午後1時30分から	19日接種者	保健福祉センター
25 火	乳児健診 午後1時30分から	平成11年12月1日～平成12年1月31日生まれ 平成11年6月1日～平成11年7月31日生まれ	保健福祉センター
26 水	機能訓練（後遺症者の集い）	脳卒中及びそのほかの後遺症者	保健福祉センター

＊犬の引き取り日　4月はありません。　＊取り締まり日　7日(金)、21日(金)

●あなたもクローバー教室に参加してみませんか！

人との交流や趣味・楽しみを持つことは、大切と言われております。いつまでも若さを保つために、ちぎり絵・組ひも等の手作業をしてみませんか。お気軽に参加ください。不明な点は住民課保健福祉係まで

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成12年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。あなたの愛犬もお近くの会場で必ず受けて下さい。

①日程および会場

4月19日(水)

- 西公民館
  10時30分から11時まで
- 曲通多目的共同利用施設
  11時20分から11時50分まで
- 月潟村役場
  13時から14時まで
- 大別当集落センター
  14時20分から14時40分まで

※当日注射を受けられない場合は、お近くの動物病院に相談して、ハガキ持参のうえ個別に接種して下さい。（個別注射の場合は、左記の料金と異なります。）また、平成12年度からは、他市町村での集合注射は受けられませんのでご注意下さい。

②持参するもの

〔平成7年度以降登録済みの方〕

- 注射料金　3，100円
- 事前に送付されたハガキ（裏面の問診票を記入し、飼育者氏名に捺印して下さい）

〔新しく飼い始められた方〕または〔平成6年度まで登録された方〕

- 印鑑
- 登録及び注射料金　6，100円

③注意していただくこと

- つり銭のいらないように準備して下さい。
- 問診の結果、当日注射をすることができなかった場合はお近くの動物病院で診察を受けたうえ、注射を受けて下さい。
- 病気等で注射を受けられない場合は、獣医師発行の「注射猶予証明書」の提出が必要です。提出がなく未注射の場合は、法令違反として罰則の対象となりますのでご注意下さい。
- 事前に首輪、引き綱を点検し逃げださないように、また充分に犬を制御できる方が連れて来て下さい。
- フンの始末ができるようにチリ紙、ビニール袋等を持参して下さい。
- 犬が死亡したり、他人から譲り受けた場合は、役場住民課へ届け出下さい。

年金コーナー

平成11年度分の国民年金保険料は早めに納めましょう

国民年金保険料は、村から発行される納付書で毎月納めることになっています。

平成11年度分の保険料の納め忘れはありませんか？

もし、納め忘れの保険料がある場合は早目に納めましょう。

また、「ついつい納めるのが面倒だ」とか「忙しくて納めに行けない」という方には便利な『口座振替』があります。ぜひご利用ください。

将来の安心をつかむためにも、国民年金保険料の納め忘れをなくしましょう。

割引があって便利な「前納制度」をご利用ください

国民年金保険料の納付には将来の一定期間をまとめて納められる、便利でお得な「前納制度」があります。

「前納制度」を利用すると毎月納めにいく手間も省け、保険料の割引もあります。

また、「前納制度」には、一年分をまとめて納める『一年前納』と、半年分をまとめて納める『六か月前納』があります。

前納についてのお問い合わせは、役場住民課住民係へ！

就職したときは年金手帳を就職先に提出してください

初めて年金制度に加入するとき「基礎年金番号」を記入した『年金手帳』が交付されます。就職される方ですでに『年金手帳』をお持ちの方は必ず就職先に『年金手帳』を提出してください。

この『年金手帳』に記入されている「基礎年金番号」はどの公的年金制度に加入する場合でも共通して使用するもので、一人ひとりの長い年金加入記録を管理している大切なものです。

年金の手続きをする場合はこの『年金手帳』が必要となりますので、大切に保管し、加入年金制度が変わる都度、忘れずに『年金手帳』を提出しましょう。

戦没者のご遺族のみなさまへ
第七回 特別弔慰金が支給されます

・対象者

戦没者死亡当時の三親等内親族で次の要件をすべて満たす方

(1)第六回特別弔慰金国庫債券の受給権を取得していないこと

(2)平成11年4月1日現在、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がいないこと

・支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

・請求期限

平成14年3月31日まで

・請求窓口

役場住民課保健福祉係

歯の健康 Q&Aコーナー

Q　3歳の子供ですが、かみ合わせが悪いようです。いつ頃治したらよいでしょうか。

A　悪いかみ合わせを不正咬合と言いますが、不正咬合の治療はその症状によって異なります。一般的には顎の発育が盛んな時、ほぼ身長の伸び盛りの頃に相当しますが、あるいはそれ以前に、それぞれの発育段階に応じた治療が行われます。普通、かみ合わせの悪さは年齢とともに難しくなってくる傾向にあります。

一般的に乳歯が生えてくる時期の不正咬合は、比較的大きな問題とされませんが、適当な治療時期を逃さないためには、乳歯の生えそろった時から特に注意し、おかしなかみ合わせが見られるようであれば、かかりつけの歯科医院でご相談下さい。

Q　最近、口内炎ができて、とても痛いのですが、どうしたらよいのでしょう。

A　口内炎のときにできる白いツブは潰瘍で、中でも多いのが「アフタ性口内炎」です。口の中の粘膜は新陳代謝で新しく入れ替わるので、口内炎も普通は1～2週間も我慢していれば自然に治ります。しかし、再発しやすく、最初の口内炎ができて治りきらないうちに次のものができたり、月に1回、年に2、3回という人もいます。直接の原因は不明ですが、誘因はいくつかあります。栄養の偏り、特にビタミンB_2、B_6、B_{12}、Cの不足、睡眠不足、過労、お酒の飲み過ぎ、ストレス、不十分な歯みがき、月経不順、胃腸障害などです。治療は、ステロイド軟膏を塗布したり、口の中に貼る錠剤をよく使います。口内炎用のステロイドは作用が比較的穏やかで、大人が時々使う程度なら副作用の心配はありませんが、子供は薬に敏感なので勝手に塗ってはいけません。他にもビタミン剤や炎症剤、うがい薬なども有効です。その他の治療法として漢方薬やレーザー治療等がありますが、詳しくはかかりつけの歯科医院でおたずねください。